

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（事業停止・許可の取消し）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20190328	株式会社MIT(法人番号2080101006944)代表取締役山本京介	静岡県田方郡函南町日守1623-1サンライト荒川301	本社	静岡県伊豆の国市原木821番地の1(タキグチハイヅ102号)	許可の取消し	道路運送法(以下「法」)第27条第3項	平成30年11月22日及び平成30年12月7日及び平成31年2月25日並びに平成31年2月26日、監査方針に基づき監査実施。9件の違反が認められた。(1)区域外運送(法第20)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運送引受書の写しの保存義務違反(運輸規則第7条の2第2項)、(4)手数料等の額を記載した書類の保存義務違反(運輸規則第7条の2第3項)、(5)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)運行指示書の作成・指示・携行義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(7)運行指示書の保存義務違反(運輸規則第28条の2第2項)、(8)無車検運行(運輸規則第45条)、(9)書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)	0	0
20190412	有限会社KRB観光バス(法人番号8180302025604)代表取締役大河原勝也	知県豊田市花沢町上行田14番地	本社	愛知県豊田市花沢町上行田13番地	事業停止(26日間)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第27条第3項、法第94条第1項	平成31年1月23日及び平成31年1月24日、監査方針に基づいて監査実施。14件の違反が認められた。(1)運賃料金の適正收受違反(法第9条の2第1項)、(2)事業計画変更事前届出違反(法第15条第3項)、(3)運行管理者に対する権限付与義務違反(法第23条の5第2項)、(4)運送引受書の写しの保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第7条の2第2項)、(5)点呼の記録改ざん(運輸規則第24条第5項)、(6)乗務等の記録保存義務違反(運輸規則第25条第2項)、(7)乗務等の記録改ざん(運輸規則第25条第4項)、(8)運行記録計による記録改ざん(運輸規則第26条第1項)、(9)運行指示書の保存義務違反(運輸規則第28条の2第2項)、(10)整備管理者に対する権限付与義務違反(運輸規則第45条)、(11)無車検運行(運輸規則第45条)、(12)複数書類の管理不適切(運輸規則第69条)、(13)虚偽の報告(法第94条第1項)	68	52

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（事業停止・許可の取消し）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20191115	星揚株式会社(法人番号2080401019539)代表取締役村松揚揚	静岡県浜松市中区住吉1-25-8	本社	静岡県浜松市中区葵西4-20-17 オーベルジュ葵206号	事業停止(37日間)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第27条3項	令和元年7月5日及び同年8月6日、監査方針に基づいて監査実施。14件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第47条の9第1項)、(2)運送引受書の記載不備(運輸規則第7条の2第1項)、(3)運送引受書の写しの保存義務違反(運輸規則第7条の2第2項)、(4)乗務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録保存義務違反(運輸規則第24条第5項)、(7)乗務等の記録保存義務違反(運輸規則第25条)、(8)乗務等の記録記載不備(運輸規則第25条)、(9)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(10)運行指示書の記載不備(運輸規則第28条の2第1項)、(11)運行指示書の保存義務違反(運輸規則第28条の2第2項)、(12)乗務員台帳の保存義務違反(運輸規則第37条第2項)、(13)報告義務違反(法第94条第1項)、(14)複数書類の管理不適切(運輸規則第69条)	61	61
20200325	丸山運送株式会社(法人番号4190001008664)代表者堀岡孝	三重県伊賀市栢川82-10	本社営業所	三重県伊賀市栢川82番地の10	事業停止(3日)及び輸送施設の使用停止(40日車)、文書警告	道路運送法(以下「法」)第23条第1項	平成30年5月31日、監査方針に基づいて監査実施。5件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第47条の9第1項)、(2)運送引受書の記載不備(運輸規則第7条の2第1項)、(3)乗務員台帳の記載不備(運輸規則第37条第1項)、(4)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)報告義務違反(法第94条第1項)	4	4